

研究ノート

匿名情報提供者の提供する情報に基づく自動車の停止

成 田 秀 樹

- 1 情報提供者の提供する情報に基づく捜索・押収
- 2 匿名情報提供者の提供する情報に基づく自動車の停止
Prad Navarette v. California, 572 U.S. (April 22, 2014)
〈事実の概要〉
〈判旨・法廷意見〉
〈反対意見〉
- 3 分析

自動車は、一方で高速度運行機関であり便利な一面があるが、他方で事故のリスクを伴うので、事故を予防するリスク・マネジメントのシステムと事故発生後の損害を公平に分配するシステムが必要だとされている。このような自動車交通システムを利用している際に、匿名で、危険な運転等の通報があった場合に、どのような基準で、自動車の停止・質問が許容されるべきであろうか。本稿は、匿名情報提供者の提供する情報に基づく自動車の停止が適法と判示された合衆国最高裁の裁判例をもとに、この問題について分析しようとするものである。

1 情報提供者の提供する情報に基づく相当理由の認定

米国では、薬物犯罪に関する法執行に当たり、情報提供者を利用し、情報提供者からの情報に基づいて、捜索・押収令状を入手して捜索にあたる

等の法執行が行われている。この際、情報提供者の身許の開示を求めない「特権」⁽¹⁾が認められてきた。

そのため、合衆国最高裁は、匿名情報者の提供した情報に基づいた宣誓供述者の供述による搜索・押収を支える「相当理由」の立証には、厳しい慎重な「二分枝テスト」に依っていた。

この「二分枝テスト」が合衆国最高裁で初めて採られたのは、1964年のAguila⁽²⁾においてである。

第一の基準は、情報提供者の提供した知識を基礎づける事実 (bases of knowledge) が示されなくてはならないとの基準であり、情報提供者が提供した犯罪に関する情報について、令状発布官が、相当理由があると判断できるための、その提供された情報の基礎となる事実を示すことを要件とするものである。例えば、その情報の入手方法などを示すことである。

第二の基準は、「正直さ・正確さテスト (veracity test)」と呼ばれ、①情報提供者が信用できる者であるか、または、②情報提供者の提供する具体的な情報が信頼できることの、いずれかを令状発布官が認定できる事実を示すことを要件とする。

この、①情報提供者が信頼できるとの要件の充足の有無は、過去にこの情報提供者が、正確な情報を提供していた等の、過去の実績により判断される。②の情報提供者の提供する具体的な情報が信頼できるかの要件は、情報提供者が具体的で「詳細」な事実を示したり、⁽³⁾情報提供者の示した具体的な情報を裏付ける他の情報 (補強) を示すことによって充足される。⁽⁴⁾

この二分枝テストは、1983年のGates⁽⁵⁾で変更され、情報提供者の提供する情報の利用は、「事情の総合テスト」により第四修正上許容されるかが判断されるようになった。

Gates 以前の先例では、「情報提供者の提供した知識を基礎づける事実」が示され、及び「正直さ・正確さ」の基準の両者が充足されなければならないとされていた。「情報提供者の提供した知識を基礎づける事実」を示すことを求める要件は、不用意なプライバシー侵害の危険を避け、単な

るうわさなどに基づく私人の領域への干渉を規律するうえで、重要である⁽⁶⁾。

他方、「情報提供者の提供した知識を基礎づける事実」が示されていても、それだけで、そこに示された情報が正確であるとの保証はないので、さらに、その情報提供者が信頼できるか、又は、情報提供者の提供する具体的な情報が信頼できるかとの保証が求められる。

このように、「情報提供者の提供した知識を基礎づける事実」が示され、及び「正直さ・正確さ」の基準の両者が充足されなければならないとされる先例の立場は、不確かな根拠によるプライバシーへの干渉をできるだけ避け、プライバシーへの干渉を必要最小限のものにするとの第四修正の基本的立場を尊重した法理であったといえよう⁽⁷⁾。

先例は、このような情報提供者の提供する情報について慎重に判断する立場をとっていたが、Gates は、先例の基準を変更して、情報提供者の提供する情報の利用は、「事情の総合テスト」により、提供された情報の信頼性 (reliability) を判断されるようになった。「情報提供者の提供した知識を基礎づける事実」が示されていない場合であっても、事情を総合し、提供された情報が信頼できると判断して、相当理由を認定できるというのである。

Gates は、先例の基準を変更しているが、「情報提供者の提供した知識を基礎づける事実」と「正直さ・正確さ」の基準とを相互に補完し、提供された情報の「信頼性」を判断する事情の一つとして位置づけられるのであり、事情を総合する際の重要な要素となると思われる⁽⁸⁾。

註

- (1) 前島充祐、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ——合衆国最高裁判決「第四修正関係」——搜索・押収』（中央大学出版部、2012年）113頁。8 Evidence Wigmore, EVIDENCE § 2374 (Mc Naughton rev. 1961).
- (2) *Aguila v. Texas*, 378 U.S. 108 (1968).
- (3) *Spinelli v. United States*, 393 U.S. 410 (1969).
- (4) See, e.g. *Draper v. United States*, 358 U.S. 307 (1959).
- (5) *Illinois v. Gates*, 462 U.S. 213 (1983). 本件解説として、中野目義則、渥美

東洋編 註(1)、80頁参照。

(6) 中野目、註(5)103頁。

(7) 同上。

(8) LaFave, 2 Search and Seazure (4th) (a).

2 匿名情報提供者の提供する情報に基づく自動車の停止

Prad Navarette v. California, 572 U. S. (April 22, 2014)

匿名の情報提供者による通報に基づく自動車の停止が適法と判示された事例

〈事実の概要〉

2008年8月23日、Mendoco カウンティのキャリフォルニア州ハイウェイ・パトロール隊 (CHP) は、近くの Humboldt カウンティのハイウェイ・パトロール隊から、「銀色のフォード 150 ピックアップ・トラックが、国道 1 号線のマイル・マーカー 88 地点を、南に向かって走行中。車両番号 8-David-94925。この車両は、危険な運転を行い、通報者は、この危険な車両を避けるために道路外へ避難した。この車両は、約 5 分前に走り去った。」との連絡を受けた。Mendoco カウンティのハイウェイ・パトロール隊は、午後 3 時 47 分、この情報を CHP に伝達した。北へ向かって走行中の CHP の警察官は、この情報を受け、午後 4 時 0 分にマイル・マーカー 69 地点でこのトラックとすれ違い、U ターン後、4 時 5 分にこのトラックを停止させた。その後、別途、この情報に対処した別の警察官も現場に到着した。2 人の警察官がこのトラックに近づいたところ、マリファナのおいがしたため、運転者の Lorenzo Prado Navearette と乗員の Jose Prado を禁止薬物の不法運搬罪を理由に逮捕した。

申請人は、排除申し立て手続きで、本件警察官は、犯罪の不審事由を欠く自動車の停止を求め、その結果逮捕に至っているが、本件自動車の停止は、合衆国憲法第 4 修正に違反する不合理な搜索・押収にあたり、マリ

ファナは第4修正違反の活動に由来するので、排除されるべきだと申し立てた。排除申立ての手続きを主宰する裁判官は、カリフォルニア州の Supreme Court は、申請人の申し立てを却下した。申請人は、マリファナの運搬罪で有罪の答弁を行い、90日のjailへの収容及び3年のプロベーションが言い渡された。

The Supreme Court of Appeals は、本件自動車の停止は、不審事由の要件を充足しているとして、カリフォルニア州 The Supreme Court の判断を確認した。そして、その理由を、本件では、無謀運転の被害者が、目撃証人となっており、本件トラックの特徴の陳述、場所、トラックの特徴の陳述について補強証拠があるので、本件の情報は十分に信頼できる、通報によると、申請人のトラックの運転は、非常に危険な無謀運転にあたるので、停止を求める警察官が、自分自身で無謀運転を観察してから停止を求めることは要件とならないと述べた。

カリフォルニア州 The Supreme Court は、審査の申し立てを却下した。

サーシオレイライを認容する。

〈判旨・法廷意見〉

原審判断確認

トーマス裁判官執筆の法廷意見

(1) 合衆国憲法第4修正は、本件短時間の職務質問目的の停止は、犯罪を犯したと疑うに足る具体的で客観的な基礎（不審事由）の存在を要件としている。職務質問の要件たる不審事由は、警察が有する情報の内容と、その信用性の程度等の事情を総合して判断される。

第4修正上のこの原理は、匿名の情報提供者からの情報に基づく職務質問にも適用される。

当裁判所は、第三者から提供された情報に基づく不審事由の認定を否定し、警察官が、自分自身で不審事由を示す事実を観察した場合にのみ不審事由を認定するとのアプローチを拒絶してきた。Alabama v. White, 496

U. S. 325 (1990)

匿名の情報提供者より提供された情報は、それだけでは、情報提供者が、どのような状況でその情報を獲得したのか、その情報がどの程度信用できるのかを示すことはない。しかし、適切な状況下では、匿名の情報提供者により提供された情報が不審事由を示すことはあり得る。この点に関する裁判例は、Alabama v. White, 496 U. S. 325 (1990) と Florida v. JL, 529 U. S. 266 (2000) である。

White は、匿名の情報提供者が、Ms. White が、特定のアパートを出発し、具体的に示したある自動車を運転し、情報提供者が示した特定のモーターに行くこと、彼女が1オンスのコカインを所持している旨通報した。この女性は、情報提供者の述べた情報通りの自動車を運転し、そのモーターに行った。合衆国最高裁は、匿名の情報提供者は、自己が信用できる者である旨の根拠を示しておらず、情報提供者の提供した知識を基礎づける事実を示していないので、この情報だけでは、不審事由の要件を充足しないが、本件女性は、情報提供者の示した通りの行動をしているので、本件情報には補強があるのとの理由で、本件、停止・質問を適法と判示した。

Florida v. JL では、匿名の情報提供者から、格子柄のシャツを着た若い黒人が、バス亭に立っていて、銃を所持しているとの通報があり、合衆国最高裁は、この匿名情報のみでは不審事由の要件を認定できないと判示した。この事件では、情報提供者は、不審者の銃器の不法所持をどのような事情で知ったのかを示しておらず、また、情報提供者が、本件不審者のことを何故詳細に知っているのかといった情報の信頼性の基礎を示していない。さらに、本件情報は、本件不審者が、これからどのような行動をするかについての情報を含んでいなかったため、この点についての補強証拠を欠いていた。

(2) 本件の第1の争点は、本件匿名情報提供者による911番への通報は、申請人がトラックを危険運転し、通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出ざるを得なかったとの事実を裏付けるに十分な信用性があるかである。

当裁判所は、本件 911 番通報者は匿名で通報しているが、本件通報には信用性の証 (indica of reliability) があるので、申請人がトラックを危険運転し、通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出ざるを得なかったと信用できると判断する。

従って、本件警察官は、申請人がトラックを危険運転し、そのために通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出さざるを得なかったとの前提で、その後の手続を進めることができる。

第 1 に、情報提供者は、本件通報者は、通報時に、本件トラックに関し、銀色のフォード F-150 ピックアップ・トラック、車両番号 8P94925 といった具体的な情報を示し、通報者自身が、本件申請人の危険な運転を目撃したと述べている。

第 2 に、本件通報者が事実を述べていると思量する理由がある。警察は、午後 4 時、通報の約 18 分後、マイル・マーカー 69 地点 (911 番通報で、危険運転がなされたとされる地点より 19 マイル南の地点) で、本件申請人の運転するトラックを確認しており、これは、通報者は、申請人の危険運転を避けようとして、自己の運転する自動車がハイウェイの道路外に出たままから、直ぐに通報したと思量される。

証拠法上は、ある事実が発生して直ぐになされた供述は信用出来ると考えられてきている (Fed.. Rule. Evid. 803(1), 28 U.S.C. App., 371)。また、本件のように、自己の運転する自動車が、他の自動車の危険運転を避けようとしてハイウェイの道路外に出てしまうという、驚きや驚愕する出来事後の興奮状態の供述は、意図的な誤りの危険性が少ない (Fed.. Rule. Evid. 803(2))。

第 3 に、本件情報が信頼できるものだと判断できる事情の 1 つとして、911 番緊急通報システムの特徴がある。911 番緊急通報システムは、通報者を特定できるシステムを備えているので、通報者が、自己が特定されないようにしながら事実と反する誤った通報を行おうとするリスクを減少させるシステムとなっている。

本件のように、通報は録音することができる。1998 年より、FCC は、

電話会社に対して、通報に用いられた電話の電話番号情報の提供を 911 番の対応部署に伝達するよう求めてきている。2001 年より、FCC は、通報者が、通報をした地点のより正確な位置情報の提供を求めているのである。

(3) 本件の第 2 の争点は、本件情報に信用性があるとした場合、申請人がトラックを危険運転し、そのために通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出ざるを得なかったとの報告が、酒酔い運転のような現在進行中の犯罪 (on going crime) の不審事由を構成するかである。

当裁判所は、上記通報は、911 番通報者が示した本件申請人の無謀な運転行為は、通常人を基準とすれば、酒酔い運転の不審事由を構成すると解する。

不審事由は、法律の専門家ではなく、通常人 (reasonable and prudent men) を基準として、事実上及び実際上の考慮に基づいて判断される。このアプロウチによれば、一定に危険な運転は、酒酔い運転の兆候と考えることができる。(センターラインを越えて運転し、事故を起こしそうになった事例、道路の幅いっぱい左右に蛇行運転した事例、道路の中央を走行した事例等)。

本件の 911 番通報者は、本件申請人の軽微な道路交通法違反を通報したのではなく、酒酔い運転または無謀運転の結論のみを通報したのでもない。通報者は、申請人が、トラックを無謀に運転し、通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出さざるを得なかったとの、申請人の運転による具体的な危険な結果を示している。この事実により、實際上、申請人の酒酔い運転の不審事由を認定できると思料する。

また、本件警察官は、申請人のトラックの後についての運転を約 5 分間したが、申請人は、この間、不審事由を構成するような違反行為をしていない。だが、この事実によって、酒酔い運転の不審事由の存在が否定されることにはならない。

(4) 本件事情を総合すると、本件情報提供者の提供した情報の信用性の印は十分にあるので、申請人がトラックを危険運転し、通報者はこの車両

を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出ざるを得なかったと疑うに足る不審事由を認定できるので、本件自動車の停止は、合衆国憲法第 14 修正に照らして合理的である。

〈反対意見〉

スキャリア裁判官執筆の反対意見

(1) 匿名の情報提供者からの情報は、補強証拠の存在を要件として、不審事由の認定に許容されるとすべきである。

本件通報者は、匿名で通報をし、カリフォルニア州ハイウェイ・パトロール隊は、通報者の提供する情報のみに基づいて不審事由の存在を認定しているが、それを裏付ける補強証拠を欠くので、本件自動車の停止は、合衆国憲法第 4 修正に照らして不合理である。

Alabama v. White は、通報者は、被告人が具体的に特定したアパートから出て自動車を運転し、特定のモーターに行く旨の具体的な情報を通報し、警察官は、実際に被告人がその提供された情報通りである旨確認した、補強証拠の存在した事例である。

本件法廷意見は、通報者は、申請人が、トラックを無謀に運転し、通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出さざるを得なかった旨通報しており、通報者は、自己が直接申請人の無謀な運転行為を目撃した目撃者なので伝聞法則の例外に当たるとする。だが、この事実は、不審事由の認定においては、重要でなく、この通報内容が事実だと示すものでもない。

まず、「事実と供述の時間的接近性」(Fed. Rule. Evid. 803(1))と「興奮に基づく供述の例外」(Fed. Rule. Evid. 803(2))の2つの伝聞法則の例外が、本件の状況に適用されるのか疑問である。

伝聞法則における「事実と供述の時間的接近性」の例外の古典的な事例は、「Hindenburg が、今、爆発しているのを見ています。」のような、供述者の目で起こっている事実を詳細に供述する場合である。「興奮に基づく供述」の例外の古典的な事例は、「神様、これらの人々が殺される」

のような、供述者が目撃した事実がショッキングで、殆ど不任意に供述した場合である。

本件は、これらの古典的な伝聞法則の例外には当たらない。

次に、「興奮に基づく供述」の例外に於いて、「事実と供述の時間的接近性」の要件を充足するとしても、匿名の情報提供者による情報の信用性が争点とされた事例で、補強なしでそこで示された事実を認定するには躊躇を覚える。

「興奮に基づく供述」の例外に於いても、裁判例の中には、興奮の基となった事実を裏付ける補強証拠の存在を、その供述を許容する要件としている裁判所もある。

この分野の証拠法は確立しているとは言えず、この証拠に基づいて、本件通報は、信用性があると認定するのは、困難である。

最後に、法廷意見は、911 番通報は、通報者が誰かを特定・確認するシステムを備えているので、通報内容を信用できるとするが、そのような主張は説得力を欠く。確かに、法廷意見の述べるようなシステムはあるが、通報者が、通報者を確認するシステムがある旨を十分に知って通報しているとは限らないからである。

(2) 法廷意見は、通報者の通報内容は、結果として、申請人が酒酔い運転をしていたとの匿名の告発 (accusation) をしたのと同様であると主張する。

だが、通報者は、そのような酒酔い運転の告発をしていない。

本件で争点とされている不審事由は、現在進行中の酒酔い運転である。通報時に、申請人のトラックの運転が危険で、通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出ざるを得なかったとしても、申請人は、酒酔い以外の原因でこのような運転をした可能性があり、現在進行中の酒酔い運転の不審事由を認定するには、不十分である。

(3) 本件では、警察官は、申請人のトラックの後方を約5分間運転したが、この間、申請人は酒酔い運転を示唆するような運転をしていないので、この事実は、申請人の酒酔い運転を否定する補強証拠と解すべきであろう。

本件申請人の自動車の停止・質問は、不審事由を欠くので、合衆国憲法第4修正に反する不合理な停止となると解する。

3 分 析

(1) Terry⁽⁹⁾のような不審事由に基づく停止において、情報提供者の提供する情報に基づく場合は、不審事由の認定の際に情報提供者の提供する情報の許容性をどのような基準で行うべきかが問題となる。

まず、この分野における先例を整理しておこう。1972年のAdams⁽¹⁰⁾では、警察官が犯罪多発地帯をパトロール中、この警察官が知っている者がこの警察官に近づき、近くの自動車の中の人が、麻薬を所持し、銃を腰に所持していると告げた。この警察官は、その自動車に近づき、自動車の窓をノックし、窓を開けるように求め、送検（フリスク）を実施し、武器が発見された事例である。この情報提供者は、過去に情報を提供したことはあるが、その情報が信頼できるものであったかの確認はされていなかった。合衆国最高裁は、本件情報は、麻薬の不法所持罪を理由とする逮捕や搜索令状を正当化する相当理由の要件は充足しないが、信頼性（reliability）があるので、本件停止は、不審事由に基づくものとして合衆国憲法第4修正に照らして合理的だと判示した。

ここでは、逮捕や搜索・押収における情報提供者の提供する情報に基づく相当理由の認定に関する基準であり、Aguilaで採用された「二分枝テスト」は取らずに、事情を総合して、提供された情報の信頼性を判断している。だが、法廷意見は、なぜ不審事由を要件とする停止・質問では、二分枝テストを離れて、事情を総合して情報提供者による情報の信頼性を判断するのかの理由付けがなされていなかったとの批判があった⁽¹¹⁾。

1990年のWhite⁽¹²⁾では、匿名の情報提供者が、被告人がどのアパートから出発し、どの自動車を運転して、どのモーテルに向かうかを具体的に詳細に示し、実際に被告人がその情報通りの行為を行った（補強があった）事例で、このような情報に基づく停止・質問が、合衆国憲法第4修正に照ら

して合理的と判示された。

また、法廷意見は、Adams は、不審事由は相当理由の認定より証拠量が少なくても認定できるだけでなく、相当理由の認定に許容される証拠よりも信頼性の低い証拠に基づいて認定できると判示したものと解釈し、不審事由を要件とする停止・質問では、事情を総合して情報提供者による情報の信頼性を判断する旨判示した。

2000 年の JL⁽¹³⁾ では、匿名の情報提供者が、格子柄のシャツを着てバス停にいる黒人が、拳銃を所持しているとの通報に基づく停止と送検（フリスク）の適法性が争点とされ、提供された情報に具体性、詳細さを欠く場合には、不審事由の認定はできないとして、これに基づく停止と送検が、第 4 修正に照らして不合理だと判示された。

この事件では、情報提供者は、どのようにして拳銃についての情報を入手したか、あるいは、バス停に立っている黒人について具体的に知っている旨の情報を示していない。また、この情報提供者は、バス停の黒人がこの後どのような行動をするかの情報も提供しておらず、したがって、White のような補強が欠ける場合であった。

JL は、武器の所持に関する情報が争点とされた事例なので、「武器」については、例外が設けられるのが問題とされたが、武器について問題とされた場合であっても不審事由が慎重に判断される旨、判示された。

(2) 本件の第 1 の争点は、本件匿名情報提供者による 911 番への通報した情報は、申請人がトラックを危険運転し、通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出ざるを得なかったとの事実を裏付けるに十分な信用性があるかである。

法廷意見は、本件匿名情報提供者による 911 番への通報した情報は、十分な信用性があるとして 3 つの理由を挙げている。

その理由として、第 1 に、本件情報提供者は、情報提供者の提供した事実を基礎づける事実として、その情報の入手方法として、情報提供者（通報者自身）が、申請人がトラックを危険運転し、通報者は事故を避けるために事故の運転する自動車をハイウェイの道路外に出さざるを得なかった

旨示し、危険運転の目撃者である旨を示している。また、正直さ、正確性の要素として、情報提供者が、申請人のトラックについてトラックの特徴や車両番号といった具体的で詳細な事実を示しているとする。

第2に、本件情報提供者が、正確な事実を述べていると料する理由があるとして、伝聞法則の例外規定である連邦刑事証拠規則 803(1)、及び、803(2)を準用している。連邦証拠規則 803(1)は、現認している事実の供述 (present sense impression) を規定し、供述者が、ある出来事または状況を現認中、または、その直後に供述している場合には、伝聞法則の例外として、証拠として許容される⁽¹⁴⁾とする。

連邦証拠規則 803(2)は、興奮に基づく供述の例外 (excited utterance exception) を規定し、驚愕を生じさせる出来事または状況の後、それによって生じた興奮状態での供述を伝聞法則の例外として証拠として許容される⁽¹⁵⁾とする。

第3に、911番通報システムは、通報者を特定できるシステムを備えているので、通報者が、自己が特定されないようにしながら、事実に反する誤った通報を行おうとするリスクを減少させるシステムとなっているという。

(3) 自動車の利用とリスク・マネジメントのシステム

自動車のように便利ではあるが、事故のリスクを有するものを利用する場合は、事故を予防するリスク・マネジメントのシステムと、事故が発生した場合の損害の公平な分配のシステムが必要である。

本件通報のような危険な自動車の運転がなされた場合に、そのような運転をした者を早期に摘発し、将来の事故を予防する必要性は高いといえよう。他方で、不審事由の存在を理由とする停止・質問は、短時間ではあるが拳動のプライバシーの制限を伴うので、確かな根拠に基づく必要最低限の自由の制限にとどまるべきとの法理が働く。

ここで、自動車のプライバシーを分析すると、事故のリスクをマネジメントするために道路交通法、車両法をはじめとする種々の法規制がかけられており、この限度でプライバシーの期待が縮減していると考えられ

る。だとすると、危険な自動車の運転がなされた場合に、そのような運転をした者を早期に摘発し、将来の事故を予防する必要性に鑑みて短時間の一時的な停止を認めて、不審事由の解明を認める法廷意見の立場は、説得力があるように思われる。

また、不審事由に基づく停止・質問の分野で、連邦証拠規則を準用して、不審事由の認定の際の参考になっているが、情報の信用性についての分析は、我が国のこの分野の法運用を考えるうえで参考になると思われる。

(4) 本件の第2の争点は、本件情報に信用性があった場合、申請人がトラックを危険運転し、そのために通報者はこの車両を避けるため自己の運転する自動車をハイウェイの道路外に出ざるを得なかったとの報告が、酒酔い運転のような現在進行中の犯罪 (on going crime) の不審事由を構成するかである。

法廷意見は、本件具体的事情の下では、酒酔い運転の不審事由を構成するとし、反対意見は、このような通報があった場合に典型的に酒酔い運転の不審事由を構成するとみると、安易に自動車の停止が認められる事態にならないか懸念を示している。

だが、本判決は、本件具体的事情を前提とした事例判断なので、反対意見の示す懸念は説得力を欠くように思われる。⁽¹⁶⁾

註

- (9) Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968).
- (10) Adams v. Williams, 407 U.S. 143 (1972).
- (11) LaFave, 2 Search and Seizure (4th) 575 (2004).
- (12) Alabama v. White, 496 U.S. 325 (1990).
- (13) Florida v. JL, 529 U.S. 266 (2000).
- (14) 現認している事実の供述は、第1に、観察時に供述しているので、記憶の誤りがなく、第2に、観察時に供述しているので、計算して虚偽の供述をする時間がない、又はほとんどない。McCormick on Evidence, 3rd ed. (1984), §298.
- (15) 興奮状態では、供述者が虚偽の供述を作出することが困難なので、特信性の状況保証があるとみてよい。McCormick on Evidence, supra §297.
- (16) この点、我が国では、過去に危険運転をしたとの不審事由を理由にする自動車の停止だと構成するのが通常だと思われる。